

日高市おでかけワゴンの実証運行に係る道路運送法第21条第2号及び道路運送法施行規則第19条の規定に基づく申請内容の一部修正について

令和7年2月20日（木）

日高市地域公共交通協議会

日高市おでかけワゴンの実証運行に用いる車両について、予備車両を追加したことから、次のとおり申請内容を修正する。

1 日高ハイヤー株式会社の修正内容

（1）一般乗用旅客自動車運送事業による乗合運送許可申請書

現行	改正案
6. 使用する自動車の種別ごとの数 10人乗り： <u>1両</u>	6. 使用する自動車の種別ごとの数 10人乗り： <u>2両（うち予備車1両）</u>

（2）日高市おでかけワゴン実証運行要領

現行	改正案
10. 10人乗りワゴン車両 <u>各系統に1台（市が費用負担）</u>	10. 10人乗りワゴン車両 <u>2両（うち予備車1両）</u> （市が費用負担）

2 修正すべき理由

令和6年12月13日（金）に開催した「第6回日高市地域公共交通協議会」で、高麗川交通有限会社及び日高ハイヤー株式会社に各社1両ずつの配置で承認を得ていたが、車両の定期点検及び事故・故障時等に備え、予備車両として、日高ハイヤー株式会社に1両を配置するため。